

## 司法警察員の指定等に関する訓令

(平成14年9月30日島根県警察訓令第48号)

司法警察職員等の指定に関する細則(昭和29年島根県警察訓令第10号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察職員等の指定に関する規則(昭和29年島根県公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第3条の規定に基づき、司法警察員の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長並びに警察署長(以下「所属長」という。)は、司法巡査のうち刑事専務者その他勤務の性質上司法警察員に指定する必要があるものを、司法警察員指定上申書(別記様式)により警察本部長に上申するものとする。

2 警察本部長は、前項の上申に基づき、その能力を有すると認められる者を司法警察員に指定するものとする。

(指定の取消し)

第3条 前条の規定により司法警察員の指定を受けた者が配置換となった場合は、その指定を取り消されたものとみなす。

(通知)

第4条 警察本部長は、規則第2条及び第2条第2項の規定に基づき指定された司法警察員に対し、所属長を通じてそれぞれ通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

別記様式 〔略〕